

別表第1(第2条関係)

アニメーションの制作に関する業務

	業務の領域
ア	企画・開発
イ	作画(動画、原画)
ウ	背景・美術
エ	彩色・仕上げ
オ	CG
カ	撮影・特殊効果
キ	音響
ク	声優
ケ	上記ア～ク以外で、アニメ制作に関する業務に該当すると知事が認める業務

※まんが、デジタルコミック、ゲーム等の事業を行うアニメ関連企業は対象外とする。

別表第2(第5条関係)

	共通要件	個別要件
<p>本格立地支援型 (第4条第1号)</p>	<p>1 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>2 国税、都道府県税及び市町村税並びに県に対する税外未収金債務の滞納がない者であること。</p> <p>3 高知県物品購入等関係指名停止要領(平成7年12月高知県告示第638号)に基づく指名停止等の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。</p>	<p>1 県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること。</p> <p>2 1の事業所において、指定企業となった日から操業開始後1年までの間に正規職員3人以上(第4条第1号カからケまでに該当する場合にあっては、2人以上)の県内新規雇用を実施する者であること。</p> <p>3 過去に第4条第1号に該当する補助金の交付を受けたことがない会社であること。ただし、同号アからエまでの規定により補助金の交付を受けた会社が、同条第1号カからケまでの規定により補助事業を実施する場合は除く。</p>
<p>お試し立地支援型 (第4条第2号)</p>	<p>4 高知県建設工事指名停止措置要綱(平成17年8月高知県告示第598号)又は指名回避措置基準要領(平成17年8月25日付け17高建管第223号土木部長通知)に基づく入札参加指名停止等の措置を受け、その措置の期間が満了していない者でないこと。</p> <p>5 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。</p>	<p>第2条第3号に規定する県認定シェアオフィスを利用し、2年以内に県内で雇用拡大を伴った本格立地を目指す事業者であること。</p>

別表第3(第6条関係)

補助事業	雇用奨励金又は補助対象経費	補助率又は金額		適用期間	対象外	限度額	
			限度額等				
本格立地支援型(第4条第1号)	<p>県内新規雇用奨励金</p> <p>(1) 県内での新規雇用に係る奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「補助率又は金額」欄のア、イ、ウ、カ及びキの労働者については、6月以上継続して雇用された県内新規雇用者を対象</li> <li>・ただし、当該事業所における県内新規雇用奨励金対象者数の純増分のみを対象(第4条第2号に該当するお試し立地支援型の補助金により県内新規雇用奨励金を受給している補助事業者の場合で、当該雇用者が実績報告時点で退職しているときは、当該人数分を対象人数から除外する)</li> <li>・「補助率又は金額」欄のエ、オの労働者については、当該事業所における県内新規雇用奨励金対象者数が減らず、登用によりアの正規職員数が純増する場合に限り、その純増分のみが対象</li> </ul>	<p>次の雇用形態ごとに定められた算式を用いて得られた額以内</p> <p>ア イの正規職員以外の正規職員  <b>県内新規雇用人数×120万円</b></p> <p>イ 正規職員のうち短時間労働者(週所定労働時間が20時間以上)又は無期雇用派遣労働者  <b>県内新規雇用人数×80万円</b></p> <p>ウ 非正規職員(週所定労働時間が20時間以上)  <b>県内新規雇用人数×40万円</b></p> <p>エ、オ 上記イ又はウの補助を受けた者で補助対象期間中にアの正規職員に登用され、かつ、登用後6月以上継続して雇用された者  <b>エ イの補助を受けた者の人数×40万円</b>  <b>オ ウの補助を受けた者の人数×80万円</b></p> <p>(注) ア～ウにおいて、障害者(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第1号に規定する障害者をいう。障害者の雇用人数が全雇用者数の2パーセント以上である場合に限る。)及び新規学卒者(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び小学校を除く。)及び同法第124条に規定する専修学校を卒業してから1年以内の者。ただし、ウの非正規職員を除く。)については、県内新規雇用人数×15万円を加算する。</p> <p>カ 第4条第2号に該当するお試し立地支援型の補助金の補助対象期間内かつ第7条に定める企業の指定の承認を受ける前に雇用開始した常用労働者(週30時間以上勤務)であつて、第4条第2条に規定するお試し立地支援型の補助金において、雇用奨励金の対象とならなかった者  <b>県内新規雇用人数×30万円</b></p> <p>キ 第4条第2号に該当するお試し立地支援型の補助金の補助対象期間内かつ第7条に定める企業の指定の承認を受ける前に雇用開始した常用労働者(週20時間以上週30時間未満勤務)であつて、第4条第2条に該当するお試し立地支援型の補助金において、雇用奨励金の対象とならなかった者  <b>県内新規雇用人数×15万円</b></p>	<p>6月の雇用を達成後、1人につき1回限り</p>	<p>4年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「補助率又は金額」欄のウに規定する奨励金を受けた者を補助対象期間中に同欄のイの正規職員に登用する場合</li> <li>・支店又は事務所を開設した場合に本店等から当該支店に社員を派遣する場合</li> </ul>	<p>4年間における限度額</p> <p><b>2億5,000万円(第4条第1号からケに該当する場合にあつては1億5,000万円)</b></p>	
		<p>事業所開設費</p> <p>(2) 事業の用に供する償却資産の取得に要する経費</p>	<p>5分の1以内</p>	<p>なし</p>	<p>補助金交付決定日から、換業開始後原則6月以内</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地及び建物の取得(購入によるものに限る。)に要する経費</li> <li>・資産の所在する市町村において申告対象とならないもの</li> </ul>	
		<p>(3) 事業所の改修に伴う償却資産の取得に要する経費</p> <p>・事業所として利用される専用部分(補助事業者のみが使用し、他人の使用を禁止し得る権利の効力が及ぶ建物の特定の部分をいう。)のみが対象。ただし、当該専用部分以外に設置されるものであつても身体障害者の就業に必要なスロープ等の建物の附属設備となるものの設備改修を含むこととする。</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>500万円</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐用年数が1年未満のもの</li> <li>・取得価格又は取得原価相当額が10万円未満のもの</li> <li>・法人税法施行令第133条及び第133条の2の規定による一括償却を適用しているもの</li> <li>・固定資産税の課税対象から除外されている償却方法が適用されているもの</li> <li>・ソフトウェア等の無形固定資産 など</li> </ul>	
		<p>事業所運営費</p> <p>(4) 建物の賃借に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・賃借料及び共益費が対象(共益費については、賃貸借契約に明示されたもので、補助事業者が負担するものに限る。)</li> </ul> <p>(5) アニメ制作に係る技術の習得のための人材研修に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アニメ制作の職務に直接的に必要となる技術の習得を目的とした研修が対象</li> <li>・外部講師招聘に係る経費、会場費、機器借上費、外部の研修機関や民間企業に社員を派遣して実施する研修に係る受講料等が対象</li> </ul> <p>(6) 人材の募集に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材募集広告費、説明会会場借上費等が対象</li> </ul>	<p>2分の1以内</p>	<p>なし</p>	<p>4年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の所有者が補助事業者の役員(会社法第329条第1項に規定する役員をいう。)又は親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。)である場合の建物の賃借に要する経費</li> <li>・敷金、権利金、駐車場料金等</li> <li>・社内講師を用いて実施するOJT研修</li> <li>・マナー研修等のアニメ制作に係る技術の習得のためでない研修</li> <li>・高知県が主催する研修に係る受講料等</li> </ul>	
お試し立地支援型(第4条第2号)	<p>県内新規雇用奨励金</p> <p>(1) 県内での新規雇用に係る奨励金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月以上継続して雇用された県内新規雇用者が対象</li> <li>・ただし、初回申請時以外は当該事業所における県内新規雇用奨励金対象者数の純増分のみが対象</li> </ul>	<p>次の雇用形態ごとに定められた算式を用いて得られた額以内</p> <p>ア 週30時間以上勤務する県内新規雇用者  <b>県内新規雇用人数×30万円</b></p> <p>イ 週20時間以上週30時間未満勤務する県内新規雇用者  <b>県内新規雇用人数×15万円</b></p>	<p>6月の雇用を達成後、1人につき1回限り</p>	<p>2年間</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物の所有者が補助事業者の役員(会社法第329条第1項に規定する役員をいう。)又は親会社等(会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。)である場合の建物の賃借に要する経費</li> <li>・敷金、権利金、駐車場料金等</li> </ul>	<p>2年間における限度額</p> <p><b>500万円</b></p>	
		<p>事業所運営費</p> <p>(2) 県認定シェアオフィス利用料</p>	<p>2分の1以内</p>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・社内講師を用いて実施するOJT研修</li> <li>・マナー研修等のアニメ制作に係る技術の習得のためでない研修</li> <li>・高知県が主催する研修に係る受講料等</li> </ul>	
		<p>(3) 人材研修に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>	<p>合わせて2年間における限度額50万円</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材募集に関する具体的な記載がない会社、商品等の広告</li> </ul>	
		<p>(4) 人材募集に要する経費</p>	<p>2分の1以内</p>				

(注) ※補助対象経費に公租公課は含まれません。